

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告案）」に対する 国民からの意見募集の結果について

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告案）」について、国民の皆様
に御意見の募集を行いました。いただいた主な意見は別紙のとおりです。いただいた御
意見につきましては、報告の取りまとめの参考にさせていただき、今後は施策の検討や
推進の参考にさせていただきます。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約さ
せていただいております。

今回の御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 国民からの意見募集の概要

- (1) 期間 平成 29 年 12 月 25 日（月）～平成 30 年 1 月 26 日（金）
- (2) 告知方法 文化庁ホームページ等
- (3) 意見受付方法 文化庁ホームページに掲載（FAX，電子メールで受付）

2. 意見の提出状況

- (1) 意見総数 : 170 件（380 項目）
- (2) 意見者内訳： 団体から計 8 件，個人から計 162 件

3. 内容ごとの意見の内訳

報告案 該当箇所	意見数
I. 日本語教育人材に関する現状と課題	140
1. 現状	32
2. 課題	45
3. 日本語教育人材の整理	59
II. 日本語教育人材に求められる資質・能力について	58
1. 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力	13
2. 専門家としての日本語教員に求められる資質・能力	7
3. 役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材に求められる 資質・能力	33
III. 日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容について	114
1. 日本語教育人材の養成・研修の在り方	31
2. 日本語教育人材の養成・研修における教育内容の基本的な在り方	8
3. 日本語教育人材の養成・研修における教育内容	30
4. 日本語教育人材の養成・研修の在り方と教育課程編成の目安	4
教育実習	17
(1) 日本語教員【養成】の教育課程編成の目安	2
(2) 日本語教員【初任】研修の教育課程編成の目安	3
(3) 日本語教育コーディネーター研修の教育課程編成の目安	3
その他	68

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告案）」に関する 主な意見の概要

※本概要は、寄せられた意見に基づいて、事務局の責任において作成したものである。

I 日本語教育人材に関する現状と課題

1. 現状

- 冒頭で在留外国人の例示があるが、冒頭に「高度人材」があげられているのがなぜか。在留外国人数あるいは本報告で議論する順であるべき。
- 「日本語は我が国における共通言語であり、日本語能力を身に付けることは、外国人が日本で安心・安全に生活していく上で極めて重要である。」まさにその通りだが、共通言語の普及は、ホスト社会である日本社会にとっても安全安心の基盤となることを付け加えるべき。
- 海外や、就労者、難民に対して日本語教育を行う活動分野の検討について、記載がないのはなぜか。
- 日本語教育実態調査の結果は、グラフやデータで分かりやすく示すべき。
- 日本語教育実態調査では、ボランティアも「日本語教師」と整理しており、本報告と異なり、紛らわしい。

2. 課題

(1) 「平成12年教育内容」について指摘されている課題

- 平成12年教育内容の知識偏重の課題を、習得すべき知識を任務以前と以後に分け、実践に比重を移して課題を立てていることから、より実際的な教育現場への視点が感じられる。
- 社会の変化や関心、関連分野の研究成果を反映させた内容になっている。
- 今後はより短い期間で全体または部分的な見直しを定期的に行うことで、時代の変化に即したものになる。
- 国としての方策の検討は不要。一律の方策を検討することは、地域・各現場の学習者のニーズ・優先課題を盛り込むことができず、学習者にとって有益な教育内容につながらない。

(2) 活動分野ごとの日本語教育人材について指摘されている課題

- 「生活者としての外国人」は、対象者のイメージが伝わりにくい。定義や解説を入れるべき。
- 児童生徒等に対する日本語教育人材の課題について、外国人保護者に対

- する日本語教育をその子供への教育と同等に評価されていることは重要。
- 児童生徒等について，本報告で学校に入り込んで支援を行う支援者として想定されるのは，日本語教員【初任】なのか，それとも日本語学習支援者なのかが分かりにくい。
 - p. 8の5行目「多くはボランティアによる～」と，下から9行目の「ボランティアには負担が～」のボランティアの意味するところは，専門性を持たない支援者なのか，専門家が無償で行うという意味なのか，明確にすべき。
 - P. 11の児童生徒等に対する日本語教育人材の課題の一番下のポツにおいて，教員と日本語教員の記載が紛らわしい。「学校教員」と記載すべき。

3. 日本語教育人材の整理

- P. 13の(1)活動分野①国内の「定住外国人」という用語の定義は何か。「在留外国人」とすべき。
- P. 15の(3)①日本語教員の養成に記載されている「日本語教育プログラム」の定義を記載すべき。
- 海外における日本語教育人材に関する言及がないのはなぜか。今や国内の日本語教育機関でも多くのノンネイティブ日本語教師が活躍している。国内外のノンネイティブ日本語教師に対する養成・研修についても検討すべき。

【①日本語教員の名称について】

- 「日本語教員」という名称は，組織における職務としてのニュアンスが強い。学校においては，教員という呼称は一般的であるが，日本語教育機関には学校教育法以外の機関もあり，フリーランスの日本語教師も多いことから，広く捉え日本語教師，日本語教育者とすべき。
- 文化庁は日本語教育実態調査において「日本語教師」の定義を「日本語指導に関わる常勤・非常勤講師及びボランティアを含む」としてきた。親しまれてきた「日本語教師」という言葉が，政策上の裏付けを失うのではないかと危惧する。

【②日本語学習支援者について】

- 日本語教師の6割を占め，地域日本語教室の人材の大半を占めるボランティアについて，日本語学習支援者として資質・能力及び養成・研修の在り方などを提示したことは人材養成の指針となり大変参考になる。内容もハードルが下がり日本語教育の裾野を広げるために有効。

- 地域日本語教育においては、今まで直接支援に関わってきたボランティアに、その一端を担っていただくことが今後も現実的である。全てが日本語学習に必要な専門知識を持つ必要はないが、ボランティアも「日本語」と「国語」の違いや、支援の初歩的な知識を認識することは必要。
- 地域日本語教育に制度的に日本語教員が携わることを推進することは非常に重要である。一方で、日本語学習支援者については、「生活者としての外国人」と対等な市民同士としての関係を築きながら対話によって外国人の日本語習得を促進する存在であり、教員にはない価値を積極的に打ち出すべき。そうでないと、対等な人間関係づくりを目指す地域日本語教育の場に無用な軋轢（あつれき）を生むのではないかと懸念する。

【③日本語教育人材の守備範囲と連携イメージ】

- 日本語教育人材を「日本語教員」「日本語教育コーディネーター」「日本語学習支援者」と明確に分けるのは、日本語教育関係者以外への説明として分かりやすい。しかし、実際には日本語学習支援者にもコーディネーターや教員に必要とされるような、学習者の状況把握やマネジメント力、外部との連携が必要とされることもあり、役割と活動内容の違いが過度に強調されないようにしなければならない。
- 現状として日本語教師に幅広い業務を担わせすぎである。今回示された教育現場における日本語教育人材の具体的な活動のイメージが分かりにくい。多様な関係者との連携を前提とし、分かりやすく図式などで示すべき。

II 日本語教育人材に求められる資質・能力について

1. 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

- 抽象的な表記で解釈の幅が大きいのではないか。一般の理解を広げるためにも解説を付けるべき。特に、「日本語を正確に理解し的確に運用できる能力」「コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶ」ことが何を指すのか、分かりにくい。
- 日本語教育人材には外国語運用能力も必要ではないか。学習者の母語に関する一般的・外面的知識にとどまらず、当該言語の運用能力を身につけることを目指すべき。

2. 専門家としての日本語教員に求められる資質・能力

- 日本語教員の専門性について明示されたことは評価できる。
- 抽象的な表記で解釈の幅が大きいのではないか。一般の理解を広げるためにも解説を付けるべき。

3. 役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力

- 「養成」「初任」「中堅」のどの段階でも日本語教育プログラムを俯瞰し全体像を理解する中で初めて自身に課された役割が理解できる。養成段階から日本語教育プログラムの基本的な知識を学ぶ必要がある。
- 日本語教員【養成】に求められる資質・能力(表1)の技能に掲げられている各項目のレベルが高いと感じる。教員としての経験がない段階で、(1)～(10)のような技能を身に付けることは難しいのではないか。
- 地域日本語教育コーディネーターの態度(5)については、様々な地域課題の一つに、地域日本語教育の体制整備もあるという整理をするならば、「地域日本語教育の体制整備を図り、日本語教育の立場から地域社会の課題解決に取り組もうとする。」が適当ではないか。
- 日本語教師【初任】(児童生徒等)の表3の技能(2)について、児童生徒の個別性に対する配慮が強調されすぎではないか。「児童生徒等の年齢・能力等を適切に判断し、集団授業と個別指導を場面に応じて実施できる力」も重要である。
- 日本語教師【初任】(留学生)の中に、国内ばかりでなく海外の視点も含めるべき。態度(4)は「留学生を取り巻く国内外の社会状況の変化に関心を持つ」とすべき。
- 資質・能力の表と、教育内容の表を突き合わせて見られるように記載するなど、関連を示す工夫が必要。

III 日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容について

1. 日本語教育人材の養成・研修の在り方

- P.25「日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ」の図で「初任」が3分野に分かれ、「中堅」で一つになっていることについて、分野横断的な知識等は必要であるが、図では分野が統合されるような印象を受ける。個々の活動分野における専門性を伸ばしつつ、他分野についても一定の知識を得る研修であることが分かるように記載すべき。
- P.25で中堅の後に熟練の日本語教師について触れているが、イメージ図では中堅の後はコーディネーターしかないように見える。中堅以降も日本語教師として研鑽を積むことが分かるようにしてはどうか。
- 日本語教育能力検定試験合格者に対しては、実践力養成のため、教育実習等の実技演習を課すことは妥当。現実にも相当のニーズがある。
- 日本語教育能力検定試験合格に自己投資した者に対し、更に90時間もの研修を課すことは、日本語教育機関にしても、本人にしても、負担が大きいのではないか。

- 主任教員研修は、個別の機関でOJT研修以外の部分を行うことは難しい。地域によって研修機会が限られるのはやむを得ないとして、せめて研修の実施、受講に対する国の支援が必要。かつて国立国語研究所で行われていた「日本語教育上級研修」は1年間の長期研修で研修費は無料であった。研修成果は大きく修了者は現在も各分野の第一線で活躍している。中堅研修の実施に当たり、このような過去の研修についても調査・研究が必要。
- 地域日本語教育コーディネーターと主任教員の順序を逆にすべき。
- 「地域日本語教育コーディネーター」の「研修の在り方」の欄に研修の実施機関として「大学等」とあるが、NPO等の民間団体も含まれることを明記すべき。
- 日本語教育人材を目指す方々にとって、日本語教師のキャリアパスが見えにくいことが問題である。役割や活動分野別の多様な例が掲載されると参考になる。

2. 日本語教育人材の養成・研修における教育内容の基本的な在り方

- 教育内容で示された学習項目が、どのような「資質・能力」の育成に結び付くのかといった点が今後、クローズアップされると良い。
- ラーニングマネジメントやネットワーキング、セルフマネジメント、ファシリテーションなど、解釈が分かれる用語もあり、説明が必要。

3. 日本語教育人材の養成・研修における教育内容

- 「必須の教育内容」は、養成の現状から外れておらず妥当と感じる。
- 平成12年報告にはなかった16区分の解説が加わったことは評価できる。
- 現職者研修を設け、養成の教育内容が軽減されたことは評価できる。
- 養成や初任研修の段階でプログラムレベルの視点を持つことを要求していないことは問題ではないか。プログラムの視点は、養成段階から少しずつ入れていくべきであり、「必須の教育内容」の「(21)教育理念と実践」を「日本語教育プログラムの教育理念と実践」としてはどうか。
- 養成段階では、「ICT活用能力を身につける」のではなく、「ICT活用スキル活用方法を知る」が適当ではないか。(35)も「教育とICT」とすべき。
- (36)著作権が必須になっていることは業界全体の社会的地位や信頼性向上及び出版社の商業的利益確保の上でも重要。
- 「(29)誤用分析」は、捉え方がやや古い印象があるため、「(29)学習者の言語の分析」あるいは「(29)中間言語分析」とすべき。

- 日本語教員養成・研修を実施する機関・団体の担当者，日本語教育の専門家以外にも分かりやすいように噛み砕いた解説の作成が望まれる。

＜教育実習＞

- 教育実習の内容等が具体的に示されれば，質の高い講座開講が可能になる。
- 一人15分程度，一人1～2回程度の教壇実習という養成講座があるが，時間的に不十分である。レベルも「初級」のみでは不十分。
- 教育実習の外国人学習者の人数について，「5～20名規模のクラス形態での教壇実習を経験させることが重要」との記載があるが，法務省告示校の教員の養成として5名は現実的ではない。
- 受入れ日本語学校側としては，実践的な訓練に大きな期待をしている。その意味で，教育実習，その中でも特に教壇実習と模擬授業の時間数，回数などの具体的な目安を適切に定めていただきたい。
- 教育実習にフォーカスを当て，具体的な内容を明確にしようとした点は良いが，「模擬授業」「教壇実習」の違いが良くわからないので，定義すべき。
- 養成の教育実習では，多様な活動分野を知ることが大切であり，留学生だけでなく，「生活者としての外国人」や技能実習生，児童生徒等など，多様な学習者に対する実習機会（授業見学等）が与えられることが望ましい。
- 教育実習の型を提示することで多様な実習の在り方が阻害されないか。
- 教育実習が1～3単位とあるが，30単位時間～135単位時間と幅がありすぎ，機関によって実習内容や習得技術に大きな差が出るのではないか。教育実習が30単位時間では少なすぎる。
- 教壇実習時間が長ければ長いほど良いという誤解が広がっていくことが懸念される。
- 教育実習に重きを置く点には賛同するが，場の確保には課題がある。受け入れ機関として日本語教育機関の協力が必要だが，現状では受け入れ機関に丸投げ状態の大学も散見され，人数的にも負担，具体的な制度が必要。

＜主任教員研修の教育内容について＞

- 日本語教育機関の経営や職務に関する法令に関する最低限の知識が必要。法令遵守の中に，労働基準法に基づいた適切な労働環境を整備することも含むべき。
- 主任教員研修には，学習者理解として，近年増加している発達障害やLGBTなど学習者の多様性に関する知識や対応も含むべき。
- 教材開発等に関わる主任教員には職務著作の知識が求められることから，主任教員の教育内容にも著作権を加えるべきではないか。

＜地域日本語教育コーディネーターの教育内容について＞

- ラーニングマネジメントやネットワーキング，セルフマネジメント，組織マネジメント，内省（振り返り）などは重要だが説明が必要。説明を加えた上で残すべき。
- 「組織マネジメント」に，教員間の協働の促進といったことがある。より明示的に「教員間の協働の促進」といった文言を入れてはどうか。
- コーディネーターには，ファシリテーションに関わる事項を加えるべき。

4. 日本語教育人材の養成・研修の在り方と教育課程編成の目安

- 養成の「教育課程編成の目安」では，コースデザイン，教材分析・作成，教育実習，評価といった教育現場に直結する分野に多く時間が割かれており，実践的な研修を行う特色が打ち出されている点は評価できる。
- 養成・研修を担当する講師の専門性についても言及するべき。
- 「必須の教育内容」について，26単位の教育課程または420単位時間の研修における「総時間の3分の2以上」は妥当であるが，主専攻45単位以上の場合はどうなのか，不明確である。
- 「必須の教育内容」の扱いとして，50の教育内容をカバーすれば良いのか。領域をまたがる形で科目設定をしてはいけないのかが不明確である。
- 単位時間数に幅を持たせたモデルを示すよりも，必要十分の最小単位時間数を示したほうが良いのではないか。
- 「大学における26単位以上の日本語教員養成課程」の二つの例が挙げられているが，その違いの意味がよく分からない。
- 日本語教育コーディネーターには，コミュニケーション活動をデザインし，場をファシリテートする能力が求められることから，日本語学習支援者と協働する実践を研修に盛り込むべき。

その他

- 今回整理された日本語教育人材の養成・研修の在り方の枠組みが，大学，日本語学校，小中学校，自治体等が主体となり実際に運用され，人材育成モデルとなりえるのか，実践し成果を検証する必要がある。
- 国は，本報告に示された教育内容を含む具体的なモデルカリキュラムを開発・公開し，日本語教育人材の研修が全国に普及するよう努めるべき。
- 整理の提示にとどまることなく，広く自治体，学校，企業等で運用されるための仕組み作りに今後，注力していただきたい。
- 専門家不在の現状では日本語教育を地域日本語教室内で完結させる必要があり，否応なくボランティアにも日本語教育の専門的知識が要求されてしまう。国や自治体の支援が必要である。

- 質の高い日本語教育を実施するための活動分野別の充実したプログラムの開発及びその支援については全面的に賛成であるが、研修後の受け皿となる教育現場のあり方も含めた見直しが必要でこそ研修が目指す質の高い人材の有効な活用が積極的に行われうる。
- 日本語教員養成実施機関の適切な運営のためには、標準的な指導要領等及び倫理規程を明示する必要がある。
- 420単位時間以上の日本語教員養成研修については、届出後の実地検査・指導も含めて行うべき。第三者機関による立ち入り確認を含めた継続的な教育内容の質の確認は、大学や研修機関にも必要。
- 養成講座担当講師の資格・資質がどのような基準で決められているのかが不明確。単純に日本語教育の教授経験年数だけでは、担当講師に相応しいかどうかの判断はできない。慎重に検討が必要。
- 日本語教育機関における日本語教員の身分保障と待遇改善が制度的に担保されない限り、日本語教育の質保証も難しいのではないかと懸念される。

以上